



社会保険 大竹事務所通信 労務士法人

2025 年 6 月 (Vol.219)

ご連絡先（大阪事務所）

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD.三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

令和 7 年度 労働保険の年度更新について

◆期 間

令和 7 年度の期間は 6 月 2 日（月）～ 7 月 10 日（木）です。申告書は 5 月末頃に送付される予定ですので、そろそろ準備にかかりましょう。既に、厚生労働省ホームページにはパンフレットや解説動画などが掲載されています（確定保険料の算定に使用する計算支援ツールは更新準備中）。

コールセンター（電話番号：0120-256-376）は、5 月 29 日（木）～ 7 月 18 日（金）で設置され、9 時から 17 時まで土・日・祝日を除き対応してくれます。

◆実務における注意点

パンフレットに掲載されているチェックポイントから、主なものをピックアップします。

- ・通勤手当等の交通費（非課税分、現物支給の定期代等を含む）の算入漏れはありませんか？
- ・パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか？
- ・事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか？
- ・賃金総額について、1,000 円未満は切り捨てられていますか？
- ・保険料・一般拠出金額について、1 円未満は切り捨てられていますか？
- ・各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか？

◆効率的に手続きをしたいなら電子申請

年度更新の書類は項目が多いため、記入漏れや記入

ミスが心配ですが、電子申請では入力チェック機能や自動計算機能のあるシステムで手続きを行うため、ミスを防げます。

また、前年度の情報を取り込んで書類を作成できるので作成に要する時間も短縮でき、混み合う窓口で長時間待たされることがありません。

※下記 URL をブラウザへコピー＆ペーストしてご覧ください。

【厚生労働省「労働保険年度更新に係るお知らせ」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

【厚生労働省「労働保険の電子申請に関する特設サイト」】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

カスハラ被害の体験者＋遭遇者は 6割近くに

近年、社会的問題となっている「カスタマーハラスメント（カスハラ）」は、多種多様な仕事とその働き手が集中する東京では特に深刻化しており、今年 4 月にはカスハラ防止条例が施行されました。

以下の調査は、東京都内在住・勤務の 15 歳以上の男女に、カスハラについて Web 調査を行った結果を東京都産業労働局がまとめたものです。

◆調査結果のポイント

- ・カスハラという言葉も意味も知っている：57.3%
- ・カスハラが増加していると思う：79.6%
- ・就業中に自身がカスハラ被害にあった：16.8%
- ・就業中にカスハラを見聞きした：36.3%
- ・カスハラ被害にあったことも見聞きしたこともない：40.3%

- ・カスハラ被害にあった場面

- 対面（接客時など）：51.2%、電話・メール：33.2%
- ・カスハラ行為
 - 威圧的な言動（声を荒げる、にらむ、物を叩くなど）：63.8%、継続的・執拗な言動や行為（何度も電話、要求を繰り返す）：28.9%
- ・カスハラ被害の対応方法
 - 管理職・上司が対応：40.3%、自分1人で対応：32.0%、同僚が対応：31.7%
- ・勤務先のカスハラ対策の実施
 - 行っている23.0%、行っていないが不十分：27.6%、行っていない：49.3%
- ・行っている場合の内容
 - 基本方針の策定・周知：60.5%、対応マニュアルの整備46.4%
- ・対策をしているができていない理由
 - 対応のノウハウがない：46.7%、対応できる人材が不足している：37.2%
- ・カスハラ対策として効果があると思うもの
 - 対応マニュアルの整備：56.4%、基本方針の策定・周知：51.5%

業種別にみると、実際に被害にあった割合が一番多かったのは「農林漁業」（61.5%）で、見聞きしたことがある割合が多かったのは「学術研究、専門・技術サービス業」（53.2%）、両方ないのは「運輸業・郵便業」（52.5%）でした。

北海道や群馬県でも先だってカスハラ条例が制定されています。カスハラ対応を企業に義務付ける労働施策総合推進法の改正も閣議決定され、成立は目前です。企業にとっては、対応マニュアルや基本方針を策定するなどの対応が急がれます。

【東京都産業労働局「カスタマーハラスメントに関する都民調査」】※下記 URL をブラウザへコピー＆ペーストしてご覧ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/onedrive>

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/onedrive>

違法の可能性も…自爆営業に要注意！

◆自爆営業とは？

自爆営業とは、従業員が会社の売上目標やノルマを

達成するために、自腹で自社の商品を購入する行為を指します。例えば、郵便局員が年賀はがきを自腹で購入するケースや、コンビニの従業員が売れ残った商品を買取るケースが典型的です。従業員の経済的損失や精神的苦痛につながるものとして、近年問題視されています。

企業が従業員に対して売上目標やノルマを設定すること自体は違法ではありません。しかし、その達成方法や強要の度合いによっては、民法や労働関係法令上の様々な問題が生じ得ます。

◆問題となる事例

厚生労働省もこうした自爆営業等を念頭に、注意を呼びかけるリーフレット「労働者に対する商品の買取り強要等の労働関係法令上の問題点」を公表しています。ここでは、問題となる事例として以下が挙げられています。

- ・使用者としての立場を利用して、労働者に不要な商品を購入させた
- ・労働者に対して自社商品の購入を求めたが、労働者がこれを断ったため、懲戒処分や解雇を行ったほかにも、注意が必要なケースとして以下が挙げられています。
- ・従業員ごとに売上高のノルマを設定しており、ノルマ未達成の場合には人事上の不利益取扱いを受けることを明示していたところ、ノルマ達成のため、労働者自身の判断で商品を購入した
- ・現実的に達成困難なノルマを設定し、ノルマ未達成の場合には人事上の不利益処分を行うこととしている

自爆営業は従業員に大きな負担を強いる行為です。行き過ぎたペナルティや買取り強要が生じないよう、周知・管理の徹底に努めましょう。

【厚生労働省「労働者に対する商品の買取り強要等の労働関係法令上の問題点」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001462034.pdf>

学生アルバイトを雇う際に注意すべき労働条件

◆「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

厚生労働省では、全国の大学生等を対象に、多くの新入学生がアルバイトを始めるこの時期に、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施し（4月1日～7月31日まで）、大学等での出張相談やリーフレットの配布などを行っています。そこでは、「勝手にシフトが変わっている!」「代わりにバイトする人を見つけれないとやめられない」「忙しいと休憩時間がもらえない!」など、“おかしい”と思ったら、まずは労働基準監督署等に相談することをお呼びかけしています。企業としても、今一度、アルバイトを雇う際の労働条件について確認しましょう。

◆書面で労働条件を示す

①労働契約の期間、②契約期間がある場合、更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準など、③仕事の場所、内容、変更の範囲、④始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替のローテーション、⑤バイト代の決め方、計算と支払方法、支払い日（最低賃金を下回らない）、⑥退職時・解雇時の決まり、⑦有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、無期転換申込みに関する事項・無期転換後の労働条件など。なお、労働者が希望した場合は、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。

◆学業との両立ができるようなシフトを設定する

学生の本分は学業であることを踏まえたシフト設定が必要です。また、採用時に合意したシフト変更等について、事業者が一方的に変更を命じることはできません。

◆アルバイトの労働時間も適切に把握する

労働時間の管理が必要なのはアルバイトであっても変わりません。

◆商品を強制的に購入させることや、一方的にその代金を賃金から控除することは禁止

公序良俗に反して無効となりますし、不法行為として損害賠償が認められる可能性があります。

◆遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることは禁止!

遅刻等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。また、遅刻を繰り返すなどの規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

【厚生労働省「令和7年度「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンを全国で実施します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_54645.html

6月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

2日

- 労働保険の年度更新手続の開始
＜7月10日まで＞〔労働基準監督署〕

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
〔公共職業安定所〕
- 特例による住民税特別徴収税額の納付
〔郵便局または銀行〕

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
＜第1期分＞〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞〔公共職業安定所〕

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票〔事業場〕

編集後記

本格的な雨のシーズンがやってくる前に、布団の洗濯や部屋の掃除を!と意気込んでみたものの、5月後半からすでにすっかりしないお天気ばかりでしたね。快適な季節が少なすぎます…。今月も最後までお読みくださりありがとうございました。(R.O)

スタッフブログより

【プレイヤー優秀、マネジメント苦手”な上司をどう育てる？】

営業成績は抜群、技術力もピカイチ——そんな“優秀なプレイヤー”が昇進して上司になったとき、意外とつまずきやすいのが「マネジメント」です。本人は真面目で努力家。でも、「自分でやった方が早い」と感じてしまい、部下との関係づくりに苦労する…。そんな声、よく聞きますか？

マネジメントには、全く別のスキルが必要で「部下に仕事を任せる」「状況を見て声をかける」「相手の立場で考える」など、プレイヤー時代には求められなかった力が求められます。だからこそ、上司としての“育て直し”は不可欠。

当社でも「上司向け研修」を導入する企業が増えています。内容は、指示の出し方やフィードバックの仕方、部下との信頼関係の築き方など、基本だけれど実は大切なポイントが中心。

上司が変われば、職場の空気も変わります。プレイヤーとして優秀だった人が、「人を育てる上司」へと成長できるように。経営者がその一歩を後押ししてあげることが、組織の未来をつくるのかもしれない。 おおたけ（2025-04-21）

【私は竹内まりやさんが大好きです】

私は竹内まりやさんが大好きです。

「人生の扉」という曲があるのですが、こちらの歌を聞いていると、これから年を重ねていくことが楽しみです。もう少しで44歳を迎えますが、10代20代の頃と比較して、出来なくなったことは少しあります。例えば、これまでは24時間戦えていたという自負もありましたが、今は非常に困難だと感じております。

竹内まりやさんの「人生の扉」では、「自分を愛おしく思えるのは40歳」という歌詞がありますが、出来なくなったことも踏まえて自分のことをそう思えるようになったかもしれません。

私はこれから50歳60歳になっていきますが、この仕事を通じ出来ることを増やしていきます。

（しつこいようですが、「人生の扉」では「50歳も悪くない」という歌詞に繋がります^^）

増やしたことをお客様にサービスとしてご提供出来れば、これほど幸せなことはないと考えています。自分にしかできない仕事を洗い出し、少しずつ他の人でも対応できるようにマニュアル化したり、担当を分担したり。相談しやすい風土づくりも、実は大きな一歩です。

おぎの（2025-05-21）

【万博のチケットを購入し、来場予約もしました】

皆さまこんにちは～。

ようやく西口家も万博のチケットを購入し、来場予約をしました。

皆さまご存知の「夏パス※」を購入しまして、2日間（7/19と7/26）の予約をしました。

（※）7/19～8/31の期間限定で、何度でも通えるパスです。

夏真っ盛りの暑い時期ではありますが（汗）、せっかくなので2回と言わず行ってみたいと思っています。

行ってきた感想はまたお伝えしたいと思っていますので、皆さんもお勧めや気になっていることがあれば教えてください！

にしぐち（2025-05-27）